

志賀原子力発電所における 溶接事業者検査に関する調査結果の報告について

平成24年1月20日
北陸電力株式会社

当社は、本日(1月20日)、原子力安全・保安院からの指示文書¹に基づき、志賀原子力発電所における溶接事業者検査²について調査し、実施されていない項目がなかった旨を、同院に報告しましたので、お知らせいたします。

財団法人発電設備技術検査協会が九州電力株式会社玄海原子力発電所4号機向けの配管における溶接事業者検査において不適切に記録を修正していたことを受け、昨年12月22日、原子力安全・保安院から、同協会を協力事業者としている当社を含む各原子炉設置者に対して、同協会が協力事業者として行った溶接事業者検査について、実施されていない項目の有無を調査し、その結果を報告するよう指示がありました。

(平成23年12月22日お知らせ済)

当社は、この指示に基づき、志賀原子力発電所において同協会が協力事業者として行った溶接事業者検査について、実施されていない項目がなかったことを確認し、本日(1月20日)、同院に報告しました。

以上

1 原子力安全・保安院からの指示文書

「溶接事業者検査の一部未実施について(注意喚起及び指示)」(平成23・12・22 原院第6号)

2 溶接事業者検査

電気事業法に基づき、高温、高圧の容器や配管などの溶接部に対して、設置者がその使用開始前に技術基準に適合していることを確認するため実施する検査